

大東町共通商品券（無期限）の払戻しについて

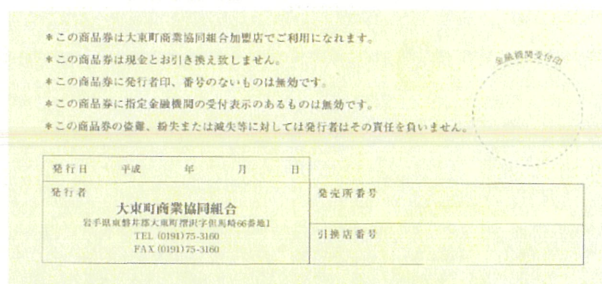
【資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告】

平素より大東町共通商品券をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、大東町商業協同組合が発行する令和7年9月30日で利用終了しました大東町共通商品券（無期限）につきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次の通り払戻しを実施させていただきます。

1. 払戻しを行う前払式支払手段の種類 大東町共通商品券（無期限）

※商品券No.の先頭が「A」の商品券



※有効期限の記載がない商品券が対象です！！

2. 払戻しの申出期間

令和7年10月1日（水）～令和7年12月17日（水）

受付時間は、午前9時～午後4時まで（土・日・祝日は除く）

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除外されます。

（払戻し申出期限を過ぎた場合は、資金決済法で定める払戻しに応じることはできません。）

3. 申出及び払戻しの方法

大東町商業協同組合（一関商工会議所大東支所内）に、未使用の大東町共通商品券（無期限）をご持参ください。払戻し申請書に必要事項をご記入いただき、その場で現金と交換いたします。

※郵送、電話等での申出・払戻し手続きはお受けできませんので予めご了承ください。

4. お問い合わせ先

大東町商業協同組合（一関商工会議所大東支所内）

〒029-0523 岩手県一関市大東町摺沢字但馬崎 66-1 電話 0191-75-2448

**「有効期限付き」大東町共通商品券はこれまで通り各加盟店にてご利用いただけますので
今後ともよろしくお願い申し上げます。**